

秘密保持契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社テクノラボ（以下「乙」という。）は、甲が乙に依頼する甲の製品の開発および受託生産（以下「本取引」という。）のために、甲が乙に開示する甲の秘密情報の取り扱いにあたり、以下のとおり秘密保持に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約は本取引に先立ち甲が乙に開示する秘密情報の保持を目的として甲乙間で締結するものであり、本契約の締結をもって甲乙間に何らの受委託契約等の取引関係が発生するものではない。

第1条（秘密情報）

本契約における「秘密情報」とは、文書、図面、その他書類に記載され、またはデジタルデータとして供される甲の技術情報および甲の取引先に関する情報であって秘密である旨を甲が乙に明示して開示した情報をいう。ただし次の各号の一に該当するものを除く。

- （1）既に公知となっている技術情報
- （2）乙の故意または過失に拠らないで、公知になった情報
- （3）甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し、または入手している情報

第2条（秘密保持義務）

乙は秘密情報を秘匿し、甲の事前の書面による承認なくして第三者にこれを開示または漏洩してはならない。

第3条（使用目的と知的所有権の取扱い）

- 1 乙は秘密情報を本取引の目的のためにのみ使用する。
- 2 本取引の遂行上、甲の秘密情報を用いて乙が発明、実用新案、意匠その他の技術的成果（以下「発明等」という。）を得て、その発明等に基づく特許権、実用新案権、または意匠権（以下「知的財産権」という。）の申請を行う場合、乙は申請に先立ってその旨を甲に通知しなければならない。
- 3 前項の発明等の帰属は、当該発明等に対する貢献度に応じて甲乙協議の上その持ち分を決定する。
- 4 前項の協議の結果、当該発明等が甲乙の共有と決定された場合、甲乙は別途締結する共同出願契約にしたがって、当該発明等に係る知的財産権の申請を行う。

第4条（損害賠償）

乙が重過失により本契約に違反し甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害賠償の責を負う。

第5条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は本契約の締結日から1年間とする。ただし本取引が継続し、かつ期間満了の3ヶ月前までに甲または乙から文書による別段の申し出がある場合、1年に限り引続き同一の条件をもって継続するものとする。
- 2 本契約が有効期間満了、解除又は解約により終了した後も、第2条、第3条、第4条及び第7条の規定は、1年間その効力を有し、本項及び第8条の規定は、対象事項が存続する限りその効力を有するものとする。

第6条（契約の解除）

次の各号の一つに該当する事由が生じたとき、本契約は解除されたものと看做す。

- （1）本取引が終了したとき
- （2）本契約の締結に関わらず、本契約の締結日から6ヶ月以内に甲乙間に対価の支払いを伴う業務契約が何ら結ばれなかったとき
- （3）甲が銀行取引停止処分を受け、また破産・会社更生・民事再生、特別清算、もしくはこれらに類似する手続きの申し立てを行ったとき
- （4）甲乙が合意の上、新しく秘密保持契約を締結したとき

第7条（開示の範囲）

- 1 乙は「秘密情報」を、乙の従業員に対して開示することが出来る。ただし乙は当該従業員に対して、「秘密情報」を漏洩しないよう、徹底させるものとする。
- 2 乙は「秘密情報」にかからない範囲において、甲のために製作した製品をホームページ等に公開することができる。
- 3 乙がホームページ上に公開した甲の製品に対する情報が、甲にとって好ましくないと判断される場合、甲は乙に対し直ちにその情報の公開を差し止めるよう指示することができる。乙は甲の指示を受けた場合、速やかにホームページ上の当該情報を削除する。
- 4 前項の規定は、乙が独自に開発した技術情報に関するものである場合には適用しない。ただしその場合でも、甲の製品と判断できないよう、乙はホームページ上の当該情報を修正しなければならない。

第8条（合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本契約の各事項の解釈に関し疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については甲乙協議の上解決するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 神奈川県横浜市神奈川区青木町 6-19
株式会社テクノラボ
代表取締役社長 林 光邦